商工会館会議室 使用申請書

令和 年　 月　 日

飯坂町商工会長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団 体 名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　　　会議室を下記により使用したいので申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 使 用 日 時 | 使 用 日：令和　 年　 月　　日　～　 月　　日　　　　使用時間：　　　時　　分　 ～　　時　　分 |
| 使用会議室名 | 　１. １階　会議室　（ イ.大和室、ロ.小和室 ）　２．２階　研修室  |
| 使 用 人 数 | 　　　　　　　　　　　　　　　　名 |
| 使 用 目 的 |  |
| 使　 用　 料 | 　単価　　　 ×　　 時間　＝　　　　　 円 |

商工会備考欄

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 承認印 | 受付印 | 使用料 |
|  |  |  |

（別表５）

**使　　用　　料　　の　　額**

１.会館使用料（**1時間当たり　単位 円**）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 昼　　間 | 夜　　間 |
| ２階 研修室 | **１,０００** | **１,５００** |
| １階 会議室 | **１,０００** | **１,５００** |

（１）１時間に満たない時は、１時間とみなす。

（２）**全日に渡る使用料は、１日10,000円を上限として計算する**。

（３）夜間は、午後５時から午後９時までとする。

（４）商工会の趣旨に基づいて活動している団体、国、地方公共団体及びこれに類する団体は、使用料を減免することができる。

**なお、減免の割合は会長一任とし（免除、２分の１）の中から選択する**。

（５）商工会の委託団体及び商工会に関係する事業は無料とする。

（６）**会員以外の商行為使用については、原則貸与しない**。

（７）上記以外の事項については、会長が認定する。

（８）**非会員が使用する場合２倍の金額とする**。

（９）上記の金額の他に消費税を別途徴収する。

２.コピー等使用料

|  |  |
| --- | --- |
| 種　　　別 | 金　　額（円／枚） |
| 会員 | 非会員 |
| コ　ピ　ー | 白　黒 | **１０** | **２０** |
| カラー | **４０** | **５０** |
| （１）上記の金額の他に、消費税を別途徴収する。オフセット印刷機 |
|  | 用紙持参 | 用紙無し |
| オフセット印刷機 |  **1円×枚数+300円** | **2円×枚数+300円** |

　（１）**非会員が使用する場合２倍の金額とする**。

　（２）上記の金額の他に、消費税を別途徴収する。